

マンションに関する法制度の概要

1. マンションの管理の適正化の推進に関する法律

- ・平成13年8月施行
- ・土地利用の高度化の進展その他国民の生活を取り巻く環境の変化に伴い、マンションの重要性が増したことを踏まえ、
 - マンション管理士制度の創設
 - マンション管理業者制度の創設
 - マンションにおける良好な居住環境の確保

2. マンションの建替えの円滑化等に関する法律

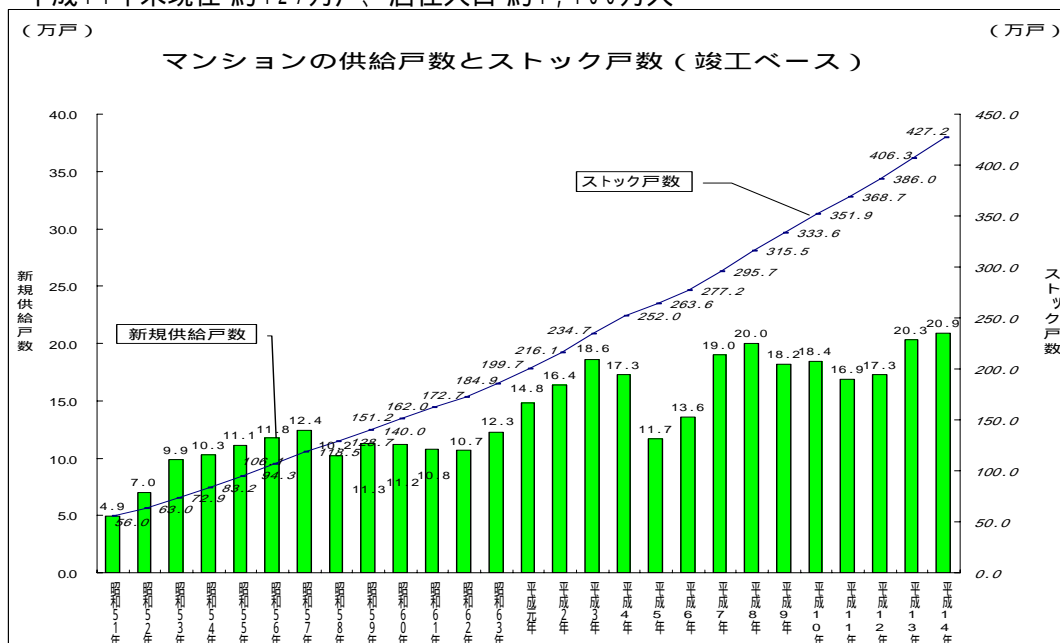
- ・平成14年12月施行
- ・マンション建替えを円滑に進めるため、
 - 建替えの主体となる建替組合に関する規定を整備
 - 区分所有権等を現行の建物から移行する仕組み(権利変換手続き)の規定を整備
- マンションにおける良好な居住環境の確保

3. 建物の区分所有等に関する法律の改正

- ・平成15年6月施行
- ・管理の適正化と建替え円滑化のための措置
 - 大規模修繕工事を実施する際の議決要件見直し
 - 規約の適正化に関する規定の新設
 - 建替え決議の要件の見直し
 - 団地内建物の一括建替え決議制度の創設

マンションのストック戸数(推計)

平成14年末現在 約427万戸、居住人口 約1,100万人



(注) 1. 新規供給戸数は、建築着工統計等をもとに推計した。
 2. ストック戸数は、新規供給戸数の累積等をもとに推計した。
 3. ここでいうマンションとは、中高層(3階建て以上)・分譲・共同建て、鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄骨造の住宅をいう。
 4. マンションの居住人口は、平成10年度住宅・土地統計調査(総務省統計局)による1世帯当たり平均人員2.67をもとに算出